

議第11号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月30日提出

市会運営委員会

委員長 梶村 充

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7章の次に次の1章を加える。

第7章の2 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第65条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申し出）

第65条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書により、その理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第65条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から市会において決定し、議長から本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第65条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を制止し、又は退場を命ずることができる。

（議員及び公述人の質疑）

第65条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第65条の7 公述人は、市会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書により、意見を提出することができる。

(参考人の意見聴取)

第65条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、参考人の意見聴取については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、会議における公聴会の開催及び参考人の招致に関する規定を追加するため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。